

認定施設表彰制度

I. 認定施設表彰制度について

認定施設表彰制度は、人間ドック健診施設機能評価認定施設において、健診施設の発展および質向上のために運営面、学術面において優れた体制を構築し積極的に取り組まれた施設を表彰することによって、全国の人間ドック健診施設や会員の皆様の学会活動意欲を高揚し本学会人間ドック健診施設機能評価制度の活動を活性化するために設けられているものです。

II. 受賞施設

人間ドック健診施設機能評価委員会（以下、「本評価委員会」）で審議、認定が確定した施設を対象とする。

III. 受賞施設の選考

受賞施設選考については、本評価委員会で審議する。

IV. 受賞施設選考方法および決定

毎月定例の本評価委員会での施設審議において、受賞候補施設を選考し、毎年4月～翌3月までの候補施設について、4～5月の本評価委員会で年間の候補施設から最終選考を行い委員会報告として6月の人間ドック学会理事会に報告するとともに、議及び承認を経て受賞施設を決定する。

なお、選考基準は施設全体としてではなく、具体的な取り組みに対しての表彰とする。

具体的には、評点5ないし、5に近い評点4の中項目とする。

V. 表彰

表彰は表彰時点における公益社団法人日本人間ドック学会学会長名、本評価委員会委員長名連名により毎年1回日本人間ドック学会学術大会会員集会で行う。

VI. 表彰者の周知

表彰施設は学会誌「人間ドック」および学会ホームページへの掲載、メール配信サービス等により周知する。

VII. 本制度の改廃

本規定の改廃は本評価委員会の審議、理事会の決議により行うことができる。

附則 本制度は、平成26年3月20日から施行する。